

上場会社セミナー

「上場会社に求められる内部統制の水準」

レジュメ

弁護士 中村直人

1. 内部統制とは何か？

(1) リスク管理態勢であること

(2) 経営者の責任としたこと ～ガバナンスの問題となったこと

2. 会社法の内部統制システム構築義務の内容

(1) 会社法 362 条の趣旨

～ 決議義務であって、構築義務ではないこと

(2) 決議義務となると何が違うのか？

～ 決議すべき項目については、何を決議すべきかを検討するため、
当社の現状をきちんと調査、把握しないとイケなくなる。

→ すると、そこに何か問題や不祥事があった場合、「自分は知ら
なかった」とはいえなくなる。

= 「見に行く義務」と同じで、予見可能性の根拠となる。

(3) 「取締役会決議事項」であることの意味

社外も含めて、全取締役、監査役の責任となるということ

(4) 決議義務は、継続的な義務であること

決議内容が不適切になれば、変更する義務があるから

(5) なぜ 362 条に定められているのか？

会社の業務執行の問題だから。

→ 本来、内部統制は、経営学の問題

(6) 結局、会社法の内部統制システムの構築義務、というのは、善管注意義務の 1 つに過ぎないというのが位置づけ。

3. 金商法の財務報告の内部統制とは何か？

(1)金商法は、開示規制しか定められない。

金商法は、金融市場のルールであり、会社の実態を規制するのは越権になってしまう。

→ そこであくまでも、内部統制報告書の開示と、その監査までしか定めていない。

= ということは、金商法は、内部統制システムの構築義務を定めていないということ。

条文の位置づけも、開示ルールの中にある。 24条の4の4

(2)結論

会社法も、金商法も、内部統制システム構築義務の直接根拠規定は存在しない。あくまでも善管注意義務の問題

4. 次期、会社法改正と内部統制の進展

(1)グループ内部統制の省令から法律への格上げ

株式会社の業務の適正を確保するための体制の内容に、

当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

が含まれることを会社法に明記する。

(2)改正の趣旨

グループ全体の内部統制を構築すべき義務を明確にする

(3)しかし元々は、グループ全体の内部統制を構築する義務は、親会社にはない。

①親会社には、子会社の内部統制を構築する権限はない

②野村証券事件判決もそのように判示

③規則 100 条のグループ全体の内部統制の意味は、「子会社管理」という意味ではなかった(親子間の指揮命令、情報伝達などのルール。親会社自身・子会社自身の行為に関するルール)

(4)規則から法律に格上げされることで、子会社管理責任義務の根拠規定になる。

しかも、グループ内部統制の言葉の意味がすり替えられた。

規則ならば、取締役の義務の根拠にはならない（省令）
法律ならば、子会社管理責任説の法的根拠になりうる。

(5)岩原部会長の最後の一言（子会社管理責任有り）

子会社管理責任有り説が通説判例へ？

5. あるべき内部統制の水準

(1)経営判断の原則の適用はあるか？

→ 本質的には経営そのものであるから、当然、適用があるはず。
但し、知見の積み重ねにより、一定程度はミニマムとして義務になる。

(2)内部統制の水準はどの程度か？

①「他社並」でよいか？

ヤクルト事件高裁判決、大和銀行事件判決、日本ケミファ・日本ワイズ事件判決

②費用対効果を勘案して良いか？

基本的には、内部統制は企業価値向上のための仕組み
法令等で要求されたもの以外は、コストパフォーマンスによる。

③信頼の原則は適用されるか？

適用されうる。

④過去の経験が重要

一度発生した不祥事は、改善策が必要
→ そういう問題が起こりうると知ったのだから、改善せよ

⑤内部統制は、完成品はない。日々改善のPDCAである。

6. 内部統制の限界

(1) 所詮人が作り、運用する仕組みである。

経営トップの不正や、共謀した不正には対処困難

(2) 完璧なものはない。

事業内容も世の中の仕組みも変わっていく。

7. どこまで構築すればよいか

(1) リスクをピックアップ

粉飾、不正、独占禁止法違反、インサイダー、投資による損失等

(2) リスクの管理態勢を他社並以上に構築

世の中の内部統制に関する知恵には敏感に

(3) 子会社の管理態勢

① 子会社管理規定、経営管理契約等で、何をどこまで管理するか明確に決める

何が承認事項か、報告事項か、親会社による内部監査はするか等

② すると定めた事項はきちんとやる。

← 何故ならば、仮に改正会社法によって子会社管理責任が発生したとしても、内容はまったく定められていない。

極めて広い裁量の範囲となることは明らか。

曖昧であれば、それぞれのグループ・子会社ごとに、自主的に管理責任の範囲を決めれば、それが違法だという根拠はない。

8. その他